

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
680	介護保険料賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、介護保険料賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料賦課・徴収事務
②事務の概要	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の賦課・徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 介護保険の被保険者の資格得喪に関すること。 2 保険料の賦課に関すること。 3 保険料の減免に関すること。 4 その他保険料の賦課に関すること。 5 保険料の徴収に関すること。 6 保険料の督促及び滞納処分に関すること。 7 保険料の納付勧奨に関すること。 8 保険料の口座振替に関すること。 9 その他保険料の徴収に関すること。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保険料情報ファイル 2. 介護認定個人情報ファイル 3. 介護(予防)給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項及び別表第一68の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、同条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の93の項及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、および47条(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・別表第2の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	幸田町特定個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、特定個人情報が含まれる書類や外部記録媒体は施錠ができる書棚に保管を行い、保存期間経過後は速やかに復元不可能な方法で破棄を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5 ②所属長	課長 山本 茂樹	課長 山下 明美	事後	
平成28年12月16日	II-1 対象人数	平成26年7月1日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	II-2 取扱者数	平成26年7月1日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	II-1 対象人数	平成28年11月24日時点	2017/9/4	事後	
平成30年3月30日	II-2 取扱者数	平成28年12月16日時点	2017/10/31	事後	
平成30年3月30日	I-5 ②所属長	課長 山下 明美	課長 菅沼 秀浩	事後	
平成31年3月29日	I-5 ②所属長	課長 菅沼 秀浩	課長 山本 晴彦	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II-1 対象人数	2017/9/4	2018/11/19	事後	
平成31年3月29日	II-2 取扱者数	2017/10/31	2018/10/1	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	II-1 対象人数	平成30年11月19日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	
令和2年3月2日	II-2 取扱者数	2018/10/1	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	II-1 対象人数	令和2年2月21日 時点	令和2年7月14日 時点	事後	
令和2年12月25日	II-2 取扱者数	令和1年10月1日 時点	令和2年7月14日 時点	事後	
令和2年12月25日	I-5 ②所属長	課長 山本 晴彦	課長	事後	
令和2年12月25日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の68の項並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第8号、第9号、第10号及び第11号	番号利用法 第9条第1項及び別表第1の68の項並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、同条第2項	事後	
令和2年12月25日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の93、94、95の項	【情報照査の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の93の項及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・別表第2の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30	事後	
令和3年1月20日	I-4 ②法令上の根拠	【情報照査の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の93の項及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・別表第2の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30	【情報照査の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の93の項及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・別表第2の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30	事後	
令和4年2月28日	II-1 対象人数	令和2年7月14日 時点	令和4年1月19日 時点	事後	
令和4年2月28日	II-2 取扱者数	令和2年7月14日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年2月28日	II-1 対象人数	令和4年1月19日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	
令和5年2月28日	II-2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	II-1 対象人数	令和5年2月8日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和6年2月29日	II-2 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I-7特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和7年8月20日	II-2 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年8月20日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加